
仙台市耐震改修促進計画

【令和 3 年度～令和 7 年度】

中間案【概要版】

本市は、「安心・安全な都市の実現」を目指し、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進するため、平成 20 年に「仙台市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の目標を定めて耐震改修を中心とする様々な支援や啓発活動等を行い、継続的に建築物の耐震化に取り組んできました。

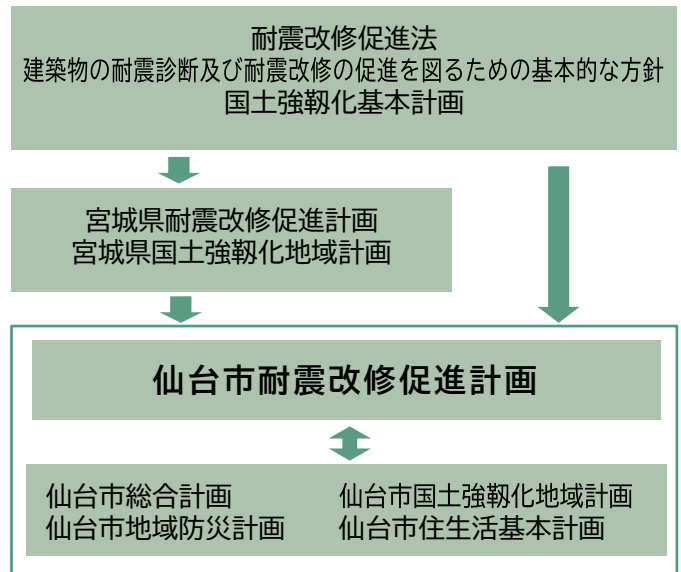
本計画は、地震に強い強靱な地域づくりに向け、引き続き建築物の耐震化等を促進するため、令和 3 年度～令和 7 年度の新たな計画として策定するものです。

(1) 位置付け

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、建築物の耐震化に向けた取組や、地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項等について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき定めるものです。

(2) 計画期間

第一期 平成 20 年度 ～ 平成 27 年度
 第二期 平成 28 年度 ～ 令和 2 年度（前計画）
 第三期 令和 3 年度 ～ 令和 7 年度（本計画）
 （パブリックコメント対象は本計画）



2

建築物の耐震化の実施に関する基本方針と目標

(1) 耐震化に向けた取組みの基本方針

地震に強い強靱な地域づくりに向けて建築物が地震により倒壊等しないよう、引き続き耐震化に向けた取組みを促進するとともに、避難路の確保や、道路を通行する人の安全対策に取り組みます。

耐震性能を満たしている建築物についても点検・修繕等を促し、地震への備えを啓発します。

(2) 建築物の耐震化率の実績と目標

建築物の種別	前計画の 令和 2 年度 目標	実績	令和 7 年度目標
①住宅	95%	約 96%	概ね解消※
②多数の者が利用する民間の建築物	95%	約 93%	95%
③耐震診断義務付け対象建築物	—	約 93%	100%
④市有建築物	100%	約 99%	100%

※「概ね解消」とは、耐震性が不十分な建築物を概ね解消することです。

- ①住宅 : 戸建て住宅、共同住宅、長屋等
- ②多数の者が利用する民間の建築物 : 学校、病院、劇場、百貨店など多数の者が利用する特定用途の一定規模以上の民間建築物
- ③耐震診断義務付け対象建築物 : 学校、病院、劇場、百貨店など旧耐震基準で建てられた特定用途の大規模な建築物で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるとされたもの
- ④市有建築物 : 本市が所有する建築物のうち、2 階建て以上又は床面積が 200 m² 以上の非木造の建築物及び木造の保育所や児童館等の多数の者が利用する福祉施設等の建築物

(1) 住宅

目標①

【耐震診断】

旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断を支援しません。

- 仙台市戸建木造住宅耐震診断支援事業
- 仙台市木造共同住宅耐震診断促進事業
- 仙台市分譲マンション耐震予備診断支援事業
- 仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金交付事業

【耐震改修】

耐震性が不足している住宅の耐震改修工事費用の一部を補助します。

- 仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付事業
- 仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付事業
- 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付事業

(2) 多数の者が利用する民間の建築物 目標②

【耐震診断】

災害時に避難者の受け入れ等が可能な大規模旅館等について、耐震診断の費用の一部を補助します。

- 仙台市民間大規模建築物耐震化促進事業

【耐震改修】

災害時に避難者の受け入れ等が可能な大規模な旅館等及び、一定の基準に適合しない既存の劇場、映画館等の大規模空間の吊り天井について、耐震改修工事の費用の一部を補助します。

- 仙台市民間大規模建築物耐震化促進事業

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

目標③

【耐震改修】

耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修工事費用の一部を補助します。

- 仙台市民間大規模建築物耐震化促進事業

(4) 「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物

以下の道路に面している建築物の耐震化に向けて普及・啓発を行います。

- a.地震時に通行を確保すべき道路
仙台市地域防災計画に定める緊急輸送道路
- b.優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき道路
高規格幹線道路等と市内の主要な防災拠点間を結ぶネットワークを形成する道路
- c.補助対象道路
上記のうち、高規格幹線道路等と中心部を結ぶアクセスの基軸となる幹線道路

【耐震診断】

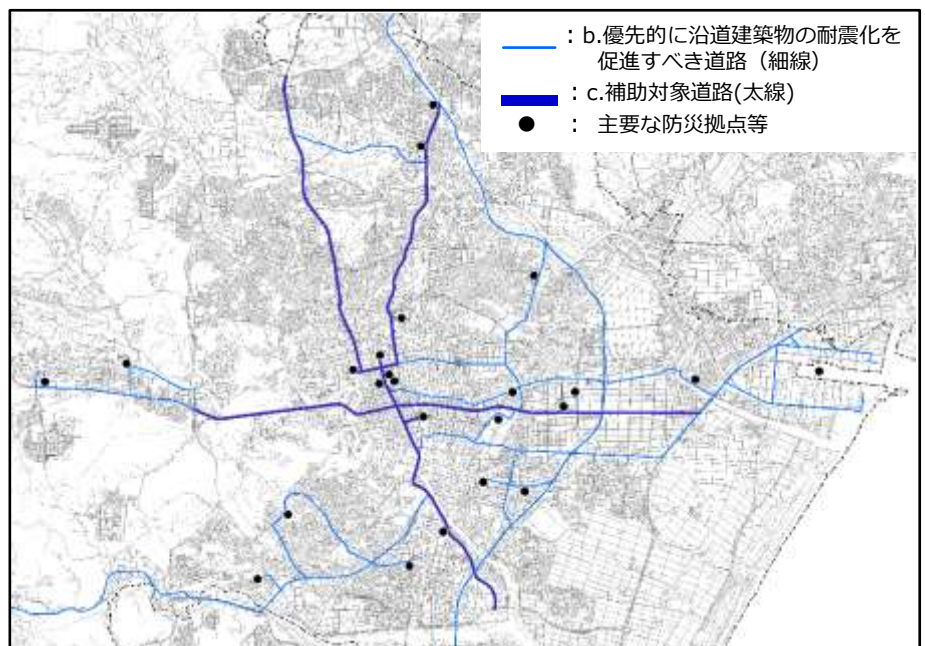
補助対象道路の沿道建築物で、一定規模の旧耐震建築物について、耐震診断の費用の一部を補助します。

- 仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

a.地震時に通行を確保すべき道路
(緊急輸送道路)

b.優先的に沿道建築物の耐震化を
促進すべき道路

c.補助対象道路
(最優先で沿道建築物の
耐震化を促進)



(1) 既存のブロック塀等への対応

● 定期的な安全点検の普及啓発

所有者等による定期的な安全点検の重要性について普及・啓発を行います。

● 実態調査の実施と安全対策の啓発

地震時に避難路となる公道や指定通学路に面する既存のブロック塀等について、劣化状況等の実態調査を実施します。また、その結果を所有者等へお知らせし、安全対策実施に関する啓発や情報提供を行います。

● 危険なブロック塀等の除却支援と情報共有

本市が早急に除却を要すると認めた危険なブロック塀等については、除却等に要する経費の一部を補助し、除却を促していきます。

危険なブロック塀等付近の安全な通行を確保するため、その位置を本市のホームページに掲載するとともに、その所有者等に対して、注意喚起のためのステッカーの掲示を依頼するなど、情報提供に取り組みます。



危険なブロック塀等に掲示するステッカーの例

(2) 新設するブロック塀等への対応

● 建築物の新築等の際の「ブロック塀等設置計画・工事状況報告書」

建築物の新築等の際に塀又は門柱を設置しようとする場合には、建築物の工事完了時に、建築主事等へ提出する完了検査申請書に「ブロック塀等設置計画・工事状況報告書」を添付することを義務付けています。

● ブロック塀等の地震被害対策の普及について

宮城県や宮城県建築物等地震対策推進協議会と連携して、ブロック塀等の新設・改修工事を施工する技術者を対象に、ブロック塀等の地震被害対策に係る知識の普及、並びに技術力の向上を図る目的で講習会を開催します。

5

その他の地震時の安全対策等（その他の耐震化を促進するための施策の概要）

（1）建築物等の適切な維持管理の普及・啓発

外壁タイルや屋外広告物、窓ガラスなどの落下防止、天井崩落防止、避難経路の確保等を図るため、所有者等に対して建築物等の定期調査報告時や屋外広告物の継続許可時に必要な点検を求めるとともに、建築物防災査察などにおいて適切な維持管理の普及・啓発を行います。

（2）管理不全な空家等の安全対策の指導・助言

管理不全な空家等の所有者等に対し、適切な維持管理又は改善について指導・助言等を行います。

（3）がけ崩れ等に対する宅地の安全対策支援の検討

宅地のがけ・擁壁等の調査や、宅地所有者が行う安全対策に関する工事の支援について検討します。

6

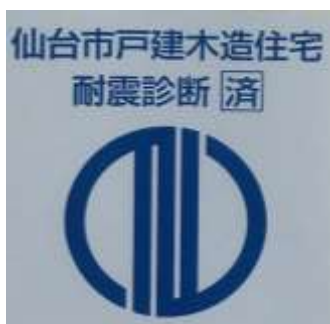
建築物等の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

（1）専門家等による支援

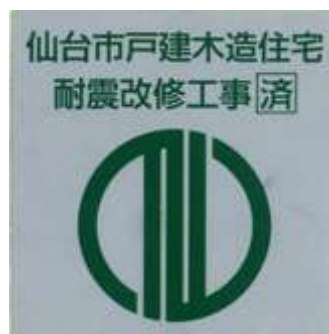
- 相談体制の整備
- 地域住民主体の地震防災対策に関する取組み支援
- マンション管理・耐震化等の支援事業
- 耐震化促進業務に携わる技術者の育成・養成

（2）情報提供や啓発等の推進

- 耐震化に関するパンフレットの配布等
- 地震ハザードマップの公表
- 耐震診断済ステッカー・耐震改修済ステッカーの交付
- 融資制度・税の特例措置の周知
- 地震保険の周知・啓発
- 家具の転倒防止等の啓発



耐震診断済ステッカー



耐震改修済ステッカー

（3）関係団体等との連携

- マンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎ
- 宮城県建築物等地震対策推進協議会
- その他関係団体等

意見募集（パブリックコメント）のご案内

「仙台市耐震改修促進計画（令和3年度～令和7年度）（中間案）」
について、市民の皆さまからの意見を募集しています。

【ご意見の提出方法】

任意の様式に、ご意見、住所（団体の場合は所在地）、氏名（団体の場合は団体名及び代表者氏名）を記入して、次のいずれかによりご提出ください。

- ①郵送のあて先 : 〒980-8671 仙台市役所建築指導課
- ②ファクス : 022-211-1918
- ③電子メール : tos009420@city.sendai.jp
- ④電子申請フォーム : (詳細はページ下部の市ホームページをご覧ください)

※障害等の理由により、上記の提出方法によることが難しい場合には、別途可能な方法についてご相談ください。

※①～③の場合には任意の様式により提出ください。

【募集期間】

令和3年1月27日（水曜日）から令和3年2月26日（金曜日）まで【必着】

【資料の閲覧および配布場所】

- ・市民のへや、市政情報センター（市役所本庁舎1階）
- ・建築指導課（市役所本庁舎4階）
- ・宮城野区・若林区・太白区情報センター
- ・区役所及び総合支所の総合案内窓口

【提出いただいたご意見の取扱い】

- ・いただいたご意見について個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・ご記入いただいた個人情報は、本意見募集の目的の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。
- ・いただいたご意見は、個人が特定できない内容に編集し、ご意見に対する市の考え方と併せて、令和3年3月頃に市ホームページで公表します。

「仙台市耐震改修促進計画（令和3年度～令和7年度）（中間案）」の詳しい内容や、電子申請フォームによる意見提出については、下記の市のホームページをご覧ください。

<市ホームページ>

URL : <https://www.city.sendai.jp/kenchikubosai/taisinkaisyuusokusinn.html>



【問い合わせ先】

仙台市 都市整備局 建築宅地部 建築指導課
〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
電話 : 022-214-8323 FAX : 022-211-1918